

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註付) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	194,000千円 2030.12.31まで	2022.7.22 ニューデ リ（イ ンド）で (同日)	日本側 鈴木哲在（ブータン大使（インドにて兼轄）） ブータン側 ゴエツォン・ナムキヤル駐日（在インド）ブータン大使	2023.1.6 6号
ブータン	王立感染症センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	王立感染症センター建設計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,994,000千円 2034.12.31まで	2022.9.22 ニューデ リ（イ ンド）で (同日)	日本側 鈴木哲在（ブータン大使（インドにて兼轄）） ブータン側 ゴエツォン・ナムキヤル駐日（在インド）ブータン大使	2023.1.6 7号
ブータン	東部地域における保健医療サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	東部地域における保健医療サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	535,000千円 2031.9.30まで	2022.11.22 チイソ ンで (同日)	日本側 鈴木浩在（ブータン大使） ブータン側 チョキ・チョ ン外務省 二国間局長	2023.4.28 183号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。